

## 令和3年度(2021年度)八王子市保育施設等指導検査実施方針

### 1 基本方針

市は子ども・若者育成支援計画「ビジョン すくすく てくてく はちおうじ」において、希望する全ての家庭が安心して子どもを預けて働くことができるよう、良質な保育環境の確保を掲げ、「子ども・子育て支援事業計画」では、子育て家庭の多様な教育・保育ニーズに対応するための取組を進めている。

こうした中、適切な施設運営と児童の安全確保及び子ども・子育て支援法(以下、「支援法」という。)による確認・給付を担保するため、次の重点事項を中心に、児童福祉法に基づく児童福祉施設、家庭的保育事業等、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、支援法に基づく特定教育・保育施設、特定子ども・子育て支援施設等、特定地域型保育事業(以下、「保育施設等」という。)を行うものが、法令等に照らし適正に運営されているかを確認し、適正かつ円滑な保育運営を確保することに主眼を置いて指導検査を実施する。

### 2 指導検査の重点事項

#### (1) 運営管理関係

##### ア 安全対策の徹底

- (ア)在籍児童に見合う基準面積が確保されているか。
- (イ)消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等の防災対策、安全対策が徹底されているか。

##### イ 職員の確保及び処遇

- (ア)職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。
- (イ)職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。
- (ウ)職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。
- (エ)職員の資質向上のための取組が適切に行われているか。

##### ウ 事故発生時の対応及び事故の再発防止

- (ア)事故の発生又はその再発を防止するための措置を講じているか。
- (イ)事故発生後の対応について、必要な措置を講じているか。
- (ウ)事故の状況及び事故に際して採った処置について記録されているか。

#### (2) 保育内容関係

##### ア 健康・安全管理の徹底

- (ア)食中毒・感染症(特に新型コロナウイルス、インフルエンザ、レジオネラ症、ノロウイルス)への予防対策が徹底され、マニュアル等が活用されているか。
- (イ)調理・調乳に携わる職員の検便による健康診断の実施が毎月徹底されているか。
- (ウ)定期的に施設長を含む関係職員が参加の上、給食(献立)会議等による情報の共有を図っているか。
- (エ)検食を適切に行っているか。
- (オ)児童の健康診断(入所時・年2回の定期健康診断)は適正に実施されているか。
- (カ)乳幼児突然死症候群の予防が徹底されているか。

##### イ 児童一人ひとりに応じた保育の徹底

- (ア)児童の健康状態の把握が適正になされているか。

(イ)アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

ウ 保育の状況

(ア)虐待防止等、子どもの人権に配慮した適正な保育が行われているか。

(イ)保育所保育指針等に基づく全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。

(3)会計経理関係

ア 適切な会計処理の徹底

(ア)法令等に則った適切な会計処理がされているか。

(イ)委託費の弾力運用の範囲は適正か。

(ウ)上乗せ徴収や実費徴収を実施する場合、保護者からの同意を得ており、その金額は適正か。

(エ)各施設・事業における給付費は、適正に請求が行われ、過誤・不正請求がないか。

(オ)処遇改善等加算は適正に行われているか。

イ 管理組織の確立

資産管理が適正に行われているか。

### 3 特別検査の重点項目

(1)運営管理関係

ア 著しい運営基準違反は行われていないか

イ 書類の提出や質問に対して、虚偽の報告又は答弁を行っていないか。

(2)保育内容関係

児童の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれはないか。

(3)会計経理関係

ア 会計原則を踏まえた経理規程等を遵守し、経理処理が適正に行われているか。

イ 施設型給付費等の請求に不正等がないか。

### 4 実施計画

(1)対象施設

保育施設等

(2)実施形態

ア 指導検査

(ア)実施種別

指導検査は「定期検査」と「基本検査」に分類する。定期検査は、指導事項全体について、基本検査はあらかじめ指導事項を限定して定め、短時間で実施することができる検査とし、保育施設等の所在地において実施する。

(イ)実施方法

保育施設等の種別ごとに日程等を策定し、当該施設に赴き、実地において実施する。

(ウ)実施単位

保育施設等を単位として実施する。

なお、当該施設検査と併せて、適宜、社会福祉法人に対する検査を実施する。

(エ)班編成

1検査班当たり、原則として4人体制とする。ただし、基本検査及び認可外保育施設等につい

ては、2人体制とすることができます。また、必要に応じて当該施設の状況により適宜体制を再編して実施する。

(才)新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に最大限の注意を払い、適切な感染防止対策を講じた上で実施する。

(カ)実施通知

「八王子市児童福祉施設等指導検査実施要綱」第9条、「八王子市特定教育・保育施設等指導検査実施要綱」第5条3(2)ア及び「八王子市特定子ども・子育て支援施設等指導監督実施要綱」第5条3(2)アの規定に基づき通知する。ただし、必要に応じて指導検査の開始時に文書を提示するなどの方法により行うことができる。

(キ)日程及び対象

具体的な日程及び対象は、指導検査を開始するまで別に定める。

イ 監査への変更

「八王子市児童福祉施設等指導検査実施要綱」第11条又は「八王子市特定教育・保育施設等指導検査実施要綱」第6条若しくは「八王子市特定子ども・子育て支援施設等指導監督実施要綱」第6条に該当する場合は、直ちに監査を行うこととする。

ウ 集団指導

集団指導は、各種基準の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると認められる場合、その内容に応じ、保育施設等の設置者・事業者を一定の場所に集めた講習等の方法により行う。

## 5 関係機関等との連携

指導検査の効果を高めるために、国及び東京都との連携を図り、指導検査に係る必要な情報の交換を行う。

## 6 重大事故が発生した保育施設等への指導検査

(1)事故の再発防止策について確認する。

(2)市による重大事故に係る検証が実施された場合、検証結果を踏まえた対応状況等を確認する。

(3)検証結果について、今後の指導監督へ反映する。